

# 「美濃加茂市地域防災計画（案）」意見募集結果

## 1 目的

市の防災対策の基本となる地域防災計画について、東日本大震災の検証結果や国・県の防災計画の見直し内容などを踏まえ、災害の予防、応急対策および復旧計画の改定原案をとりまとめました。

この改定原案について、広く市民の方から意見を求め、参考とするため、パブリックコメントを実施しました。

## 2 実施期間

平成25年2月20日（水）～3月18日（月）

## 3 周知方法

- (1) 広報みのかも2月1日号にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 市役所本庁舎2階 総務部防災安全課で地域防災計画（案）の閲覧実施
- (3) 市ホームページに地域防災計画（案）を掲載

## 4 意見の提出状況

- \*意見提出者 2名
- \*意見提出件数 8件

## 5 提出された意見と市の考え方

### <ご意見1>

該当箇所	第2編 第1項 第1節 2 自主防災組織の防災力の向上
意見内容	美濃加茂市防災会議を受けて、地域で防災会議を立ち上げ、防災訓練を実施しているが、トップが自治会長連区長であるために、命令系統がスムーズにいかないことが多い。それは1年交代であるため。考える必要があるのでは。 防災訓練の実施について防災計画で自治会の責任として位置づけてはどうか。
ご意見に対する市の考え方	防災訓練につきましては、この計画の中で地域ごとに計画時から関係団体と協議し、それぞれの地域の特色に合わせた防災体制で行うこととしています。今後、さらに、訓練を充実させ、地域の防災力を高めるために、地域のリーダーとして防災士の育成等の支援を行ってまいります。 なお、ご意見のように自治会、自主防災組織の役割として、自主的な防災訓練の開催と地区の防災訓練への参加を記載しました。

<ご意見2>

該当箇所	第2編 第1項 第4節 3 「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動方針の推進
意見内容	ボランティアの登録で職種別（出来る事で）登録をして、市職員、市民ボランティアとの協働での防災対策や訓練・避難が円滑にゆくように防災計画に位置付けた方が良い。
ご意見に対する市の考え方	登録については、社会福祉協議会を中心として、受入組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進します。 その他については、マニュアルに記載されていますので、今後はより効果的な登録方法を、社会福祉協議会と連携して検討してまいります。

<ご意見3>

該当箇所	第2編 第5項 第5節 備蓄体制等の整備
意見内容	避難場所が古井神明では、文化会館となっているが、木曽川堤防は100年に一回程度超える大雨で浸水被害が予測されている。避難場所としても、高齢者社会では距離的にも遠いため、近隣に避難場所が必要。又地域に一番近い第一避難所に防災倉庫を作っていただくのが急務と考える。各自治会に防災倉庫を設置することを防災計画に位置づけて下さい。
ご意見に対する市の考え方	市では、避難施設（避難所）、避難広場（避難場所）一時退避広場を指定しているが、その他に一時的に退避できる安全な場所を確保していただくことも必要です。 また、防災備蓄倉庫については、市内8地区に設置するとともに、大型備蓄倉庫を設置しています。 なお、自治会が備蓄倉庫を設置する場合については補助制度により推進しますので、そのことを記載しました。

<ご意見4>

該当箇所	第2編 第1項 第1節 2 自主防災組織の防災力の向上
意見内容	地区（自治会）での防災計画は、行政の指導急務である。なぜ位置づけてないのでしょうか。
ご意見に対する市の考え方	各地域（自治会）においては、自主防災組織を設置し、防災活動に取り組んでいただくことになっています。 それぞれの自主防災組織の活動マニュアルを作成していただくための支援について行ってまいります。

<ご意見5>

該当箇所	全般
意見内容	「第1章、第2節2基本的な役割」には、“市民の役割”、“事業者の役割”、“防災機関の役割” “市の役割”としてそれぞれの役割をしめしていますが、本編のなかではそれぞれの役割について、具体的な記載がありません。それぞれの役割を明確にし、記載したほうがいいと思います。
ご意見に対する市の考え方	第3編の災害応急対策に「市民の役割」「事業者の役割」を記載し、第1編総則、第2編災害予防対策と合わせ、それぞれの役割を明記します。なお「防災機関の役割」と「市の役割」については活動項目ごとの対応の中で示しています。

<ご意見6>

該当箇所	第2編 第3項 第1節 3 (4) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の活用
意見内容	市民への情報提供方法として、J-ALERT がどのように関係しているのかわかりません。
ご意見に対する市の考え方	以下の説明を加えます。 「内閣官房及び気象庁から、衛星回線により配信された緊急を要する次の情報を、防災無線により市民に伝えます。」

<ご意見7>

該当箇所	第2編 第3項 第1節 3 (7) 保育園及び学校等の緊急地震速報受信システムの活用
意見内容	内容が記載されていません。具体的に何を行うのですか？
ご意見に対する市の考え方	以下の説明を加えます。 「ケーブルテレビ局「CCNet」通信回線により、緊急地震速報等の情報を受信したときは、館内放送で自動配信されます。」

<ご意見8>

該当箇所	第2編 第5項 第5節 3 地域における防災資機材の整備
意見内容	自治体ごとに備蓄倉庫を設置し、その運営を自治会にまかせることも一つの方法だと思います。
ご意見に対する市の考え方	以下の説明を加えます。 「自主防災組織及び自治会等が備蓄倉庫を設置する場合は、補助を行い整備の促進を図ります。」